許認可等の内容	埋葬、火葬又は改葬の許可		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第5条		
担 当 課	市民課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設 定 日	平成6年10月1日

審査基準

- 1 埋葬、火葬の場合 死亡(死産)の届書により死亡(死産)の事実が確認できること。(疑義がある 場合は、死亡を診断した医師に確認する。)
- 2 改葬の場合
 - (1) 法施行規則第2条第2項各号に掲げる事項のうち埋葬又は納骨の事実を証する管理者の証明書があること。
 - (2) 改葬の許可申請書により当該墳墓の祭祀者及び改葬の場所が明らかであること。
- 3 無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬の場合
 - (1) 法施行規則第3条各号に掲げる周知の手続が完了していること。
 - (2) 改葬許可申請書により当該墳墓の改葬の場所が明らかであること。
 - (3) 当該墳墓に供されている土地の使用に関する権利が、当該権利を有していた者について、法令の規定に基づき公に消滅させられ、又はその消滅が公に確認されていること。